

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成28年5月30日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 山田 耕司（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 渡邊 健司（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 渡部 洋子（名古屋地方検察庁公判部検察官）

弁護士 山本 律宗（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番 3人

4 議事内容

【全般について】

（司会） それでは意見交換会を始めたいと思います。御感想，御意見について率直にお話しただければと思います。まず，皆さんが参加された事件のあらましと職務従事期間について，私から簡単に御説明した上で，皆さんが裁判に参加しての全体的な感想や印象で結構ですが，お話しただければと思います。1番さんが参加された事件は，強盗傷人の事件で，事件の内容について簡単に説明いたしますと，被告人がインターネットカフェで代金の支払いを免れるとともに，現金を強奪するために，女性の店長を包丁で脅迫し，顔面等を切りつけるなどして，加療約14日間を要する傷害を負わせたという事案です。自白事件でしたので，争点は量刑，職務従事期間は4日間でした。全体的な印象や感想を簡単にお話しただければと思います。

（1番） 4日間参加させていただいたんですけども，最初は，長いのかなと思ったん

ですが、意外と始まってみたらあっという間で、思ったよりも短いなというのが実感でした。ただ、内容は濃いというか、後々で自分の心の中に残るものであったかなと思います。一緒に裁判員を務めた方たちや、裁判長、裁判官の方々といろいろと話し合えました。一つのことには、4日間費やせたことは、すごく貴重な経験をしたと思っています。

(司会) 2番さん、3番さんは、現住建造物等放火の事件について参加されました。事案の内容は、被告人が不倫相手との男女のもつれから、賃借していたマンションの自室に放火して、その自室の一部を焼損させたというものです。否認事件で、争点は、放火の故意、要するにわざと火をつけたかどうかで、被告人は、たばこによる失火を主張しました。職務従事期間は比較的長い11日間、公判に7日間を要しているという事件に参加されております。2番さんから、裁判員として参加しての全体的な御感想をお聞かせください。

(2番) 率直な意見は、突然裁判員をさせてもらうことになりまして、少し驚きの方が多くて、10日間ほどの長い期間だったんですけど、知り合う機会がない方も出会えて、自分の非日常的な時間を持てましたし、すごく考えさせられることも多々ありました。メンバーの裁判員の方とは、裁判後にも交流がありまして、今でも少しお付き合いさせてもらっていますので、何か縁があったから、こうやってお会いできたのかなと思います。自分の平凡な日常に、いろいろ気付かせてもらう機会を得たことは、よかったなと思っています。

(司会) 3番さんは同じ事件に参加されていますけども、全体的な御感想をうかがえればと思います。

(3番) 裁判員の評議の場で、雑談をしたり、事件について皆さんの意見を話し合いました。私にとってはよい経験でした。

(司会) 皆さん、前向きな御意見をいただきましてありがとうございます。よい経験ができたという評価をいただいたんですが、裁判期間中に、何か御負担、辛かった点、大変だったなと思う点がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

ます。2番さん、3番さんが参加された事件は、職務従事期間が11日間ありましたが、裁判の期間全体としては3週間くらいあったかと思います。参加期間中に大変だったなという事情がありましたら、教えてください。

(3番) 宿命と言ったらおかしいですけど、参加するのが義務ですから、私は負担には思いませんでした。

(2番) 私は仕事を持っていないので、今までにない経験で、毎日出かけることが本当に久しぶりでしたので、特に苦にはならなかったですけど、他の仕事をされている方の様子を見てみると、大変だったのかなと傍から見て思いました。

(司会) お仕事されている人は、少し調整に苦労されていましたか。

(2番) はい。

(司会) 他に、2番さん、3番さんで、期間的なもの以外で、何か大変だったなという点はありますか。

(3番) 別に大変ということはありませんでした。私は裁判員裁判に参加して、よい経験をさせてもらいました。裁判というのはテレビドラマの世界でしか見たことがなく、今回、実際の裁判を経験させていただいて、ものすごくありがたいと思っています。また、裁判長、裁判官の方が、話合いの場でも、親切に説明されたり、詳しく説明されましたので、私は、理解に苦しむことは何もありませんでした。

(2番) 裁判員裁判に参加するまでは、弁護士さんとか裁判官の方とかのイメージが分からなかったのですが、実際始まると、とても人柄がいいというんですか、変な言い方ですけど、普通の方だったんだなと思いました。

(司会) 1番さんは、裁判に参加した期間は4日間とそう長くないのですが、参加に当たって大変だったなと思う点は何かありますか。

(1番) 私は仕事を持っておりまして、月初、月末は忙しい時期なんですけど、ちょうど裁判の日程に当たらなくてラッキーでした。会社が、裁判員制度に非常に理解がありまして、「行ってらっしゃい」と送り出してくれました。仮に忙しい時

期でも、何らかの工夫をして参加はできたと思うんですが、例えば裁判の帰りに会社に立ち寄ったりとか、少し負担になると思います。ただ、負担になっても参加してよかったかなと結果論なんですけれど思いましたし、前提として、やっぱり会社とか周りのフォローというのが、この制度では必須であり、大事なことなのかなというのは思いました。

(司会) 御本人だけでなく、御家族、職場など、社会のいろんな支援が参加には必要だなと感じたということですか。

(1 番) 必要かと思います。

【審理について】

(司会) 以上、全般的な御感想等をお聞きしたんですけれども、次に、審理についてお聞きします。最初に、冒頭陳述といって検察官、弁護人がそれぞれプレゼンテーションする手続があります。こういう事案ですよ、争点についてこういう証拠でこれから立証しますよ、という説明があったかと思います。それについての御感想とかありましたらお聞かせください。法廷に初めて来て、いろいろ緊張されていたかなと思いますが、検察官、弁護人の話が頭に入りやすいようにできていたでしょうか。

(1 番) 問題なくスムーズに頭に入ってきました。

(司会) 検察官も弁護人もですか。

(1 番) はい。

(司会) 検察官は、冒頭陳述メモ A 4 紙 1 枚のものだったと思いますが、弁護人が作成された冒頭陳述は文章体のものでした。これらの書面について、分かりやすかった、分かりにくかったというのがありますか。

(1 番) 正直に言って、エクセルなどの表にまとめてもらっている方が、頭には入りやすいです。ただ文章形式だと、割と情に訴えるというか、そういった面では有効な形式なのかなと思いました。資料として分かりやすいのは、検察官が作られたものの方が頭には入りやすかったです。

(司会) プレゼンテーション自体は、どちらが分かりやすかったですか。

(1 番) 弁護人の方も、すごくゆっくりと丁寧にお話ししていただいたんですけど、検察官の方がすごく印象に残っています。会社でのプレゼンテーションの参考にもさせてもらいたいなと思うくらい、とてもお上手でした。

(司会) 2 番さん、3 番さんが参加された事件は、争いがあり、被告人がわざと火をつけたかどうかとか、マッチの失火かということで、若干、証拠の量も多かったのではないかなと思います。最初の冒頭陳述で、すぐにどういう事案で、何が問題になっているのかというのは、プレゼンテーションを聞いて分かりやすいものでしたか。

(2 番) 分かりやすかったです。

(司会) 検察官も弁護人も両方ともですか。

(2 番) はい。

(司会) 3 番さん、いかがですか。

(3 番) 検察官は、冒頭陳述メモをたどってずっと陳述されていましたが、弁護人の冒頭陳述については、個人的にはそれが事件の本筋から外れたような陳述だったような気がしました。

(司会) 実際の中身についてですか。

(3 番) はい。

(司会) 事件の本筋から外れていると思われたのは、なぜですか。

(3 番) 弁護人は、被告人を弁護される立場ですけれど、何かそこから外れたような観点から弁護をされてたような気がしました。

(司会) 証拠調べの中身についてお聞かせいただきたいのですが、2 番さん、3 番さんが参加された事件は、証人がたくさん出てきていますし、証拠の量も多かったかなと思います。証拠書類の朗読等の時間についても、証人尋問の前に結構時間を取ったりもしています。3 番さんにお伺いしますが、検察官が証拠書類を朗読する時間が長いなと思ったことはありませんか。

(3番) いいえ、別に思いませんでした。科捜研ですとか、そういう機関の実験といったらおかしいですが、そういうものが完璧で、すばらしいなと私は思いました。

(司会) 2番さんはいかがですか。証拠書類の写真、特に放火の時の現場の写真が100枚くらい出てきたかなと思うのですが、こんなに見なくてはいけないのかと思ったりはしなかったですか。

(2番) 一つの事件でこれだけ色々な証拠写真が必要なのかどうかについては、素人なので分かりません。証拠を朗読する時間が長いとか短いとか分かりませんが、裁判員のために、丁寧に分かりやすく時間をかけてくださったのかなという印象は受けました。

(司会) 朗読された証拠の中身が分かりにくかったということはありませんでしたか。

(2番) 朗読については、そういうふうに言わないと公判が成立しないのかなみたいな感じで思っていました。

(司会) 供述調書等の証拠書類を読む時間が長いと、苦痛に感じられる裁判員の方が結構いらっしゃるんですけど、そういったことは今回はなかったですか。

(3番) ありませんでした。

(2番) 一生懸命理解しました。

(司会) 1番さんが参加された事件は、証拠書類の取り調べ時間がだいたい1時間くらいだったんですけど、証拠書類の朗読については、中身は分かりやすかったですか。

(1番) はい。大丈夫です。問題はなかったです。

(司会) この事件が自白事件ということや、被害者の方の事情もあって、被害者は証人として直接裁判所に来られませんでしたね。

(1番) はい。そうでした。

(司会) 御本人が証人として出てこられなかったのも、被害状況について、加害者だけでなく被害者から聞きたいな、という話も確か出ていたような気がしたので

すが、その辺りはいかがでしたか。

(1番) 確か、証人が出られない状況だったと思いますので、それを考えたらやむを得ないのかなと思いました。いつもいつも被害者の方が出られる状況ではないなと感じましたので、今回はそういう状況だったんだなというように私は理解しました。

(司会) そうすると、今回は入院とかそういう事情があっしょうがないけれども、証人として出られるのであればやっぱり直接聞いた方がよいと思われませんか。それとも、証人尋問はなくてもよいと思われませんか。

(1番) 今回の事件ですごくトラウマとかなられたと思うので、御本人の意思次第だと思います。証人として、そこまでして必要なのかというのは、御本人の気持ち優先で考えた方がいいのではないかと思います。

(司会) 1番さんの方の事件で、証人として出てこられたのは、被害者の息子さんで、被害状況やその後の状況、被害者に後遺症が残ってるといった状況を証言されたりしました。あと、被告人のお母さんが情状証人として出てこられました。また、この事件の特徴として被告人に知的障害があるかどうか、精神科医が二人証人尋問を受けました。専門家に対する証人尋問というのがこの事件の一つの特徴なんですけど、その点について、精神科医が二人来られて、証言内容が微妙に違っていたりとかして、それを聞いて何か御感想はありますか。

(1番) 精神科医の証言について、今はもうあまり覚えていないんですけど、あまり大きな差じゃなかったのかなと思っています。尋問を聞いてるうちに、正直な話、どちらでもよく分からないなという局面になったことはありました。実際は、あまり差異はないのに差異を付けようとしてるんじゃないのかと、今になって思います。

(司会) 基本的な事実のレベルでは争いはなかったんですけども、診断が若干二人の先生で違っていたかと思うんですけど、それを見て、証言内容が理解できたのでしょうか。

(1 番) はい。

(司会) 例えば、精神科医とか専門家の話を聞くときに、こういう工夫をしてくれればよかったということは何かありますか。

(1 番) やっぱり普段、専門の職業をされており、法廷でしゃべる職業の方ではないので、少し分かりづらい面もあったのかなというふうには思います。そこで比較的時間を費やされたので、もう少し簡潔に、さっぱりしたものでもよいのかなと少し思いました。

(司会) プレゼンテーションの際のパワーポイントとか、資料とかについては、分かりやすいものでしたか。

(1 番) あまり記憶にありません。

(司会) 一応、審理については特に分かりづらかった点とかはないということですか。

(1 番) はい。

(司会) 2 番さん、3 番さんの放火事件については、証拠書類の量も多めだったので、証人も結構たくさんの人を取り調べて、警察官や、男女関係のあった相手方、消防の関係の人、近隣の人など、色々な人に来てもらっていますが、証人尋問を聞いてみて、何か御感想はありますか。

(2 番) 尋問する人数が多かったなので、大変だったなと思います。どなたがどう言ったのかというのを整理するのがなかなか難しかったです。

(司会) 例えば、ある人の証人尋問を行っているときに、何のためにしているのかが、分からなくなったりしたことはありますか。

(2 番) よく考えて、分かるっていうくらいです。目的もなく受け答えをしているという印象はありませんでした。

(司会) 尋問についていけた理由は何かありますか。何でこの証人を調べているのか、あるいは何の事実を証明するために尋問を行っているのかということですが、いかがでしょうか。

(2 番) 細かくは覚えていませんが、特に印象的なことはありませんでした。

(司会) 3番さん、いかがですかね。

(3番) 私も印象に残るものではありませんでした。

(司会) 尋問でも、従業員さんとか、愛人関係にあった人とか、火災の目撃者の人は分かりやすかったと思いますが、最初に色々な警察官、実況見分した人とか、序盤あたりの証人尋問はどんな感じだったでしょうか。後の方に行けば、だいたい事案はこんなものだろうと多分皆さん分かっていたような感じも受けましたが、公判の最初の段階で、すぐ火事の跡を見分した警察官とか、実際に出火原因を考えた消防官とか出てくるのですが、どんな印象をお持ちでしたか。

(3番) 火事の現場の証拠写真が、何だか少し薄いような印象を受けました。

(司会) 証拠写真が薄いとはどういう意味ですか。

(3番) 燃えているところは分かったのですが、もう少し近くで撮ってもらえたらと思いました。

(司会) 近くでというより、少し引きすぎてきれいに写っていないということですか。

(3番) 私はあまり分かりませんでした。

(2番) 何か同じような写真ばかりあって、もっと、現物はこうですとか、たばこか対象物があると分かりやすかったのかなと思います。写真が漠然としていて、黒ばかりみたいなところがありました。

(司会) 例えば、火災現場の確認は、出火原因を突き止めるために色々やっていたりしたんだと思いますが、最初の段階では、この辺が焼けているのにはこういう意味があるとか、そのあたりが分かりづらかったのでしょうか。

(2番) はい。

(司会) やっぱり裁判の後にならないと分かりづらかったのでしょうか。

(2番) そうですね。それと、そのときの説明のときに、どこにどう置きましたかっというときの横に書いてる字が、ぐちゃぐちゃで見えづらくなってしまいました。説明のときに、後で見て分からないような状態になりましたので、線を引っ張ってきて、ここにこの向きでたばこの火を置きましたとか、もう少し後で

見て分かりやすく説明してもらいたかったと思います。見たら余計分からなくなるような説明，図，写真になってしまったので，もう少しやり方があったのではないかと思いました。

(司会) 証人尋問や被告人質問の際の検察官，弁護人の質問の仕方で悪かったかなと感じるようなことはありましたか。

(2番) 裁判員の方は，何か質問ありませんかって裁判長がおっしゃったときに，やっとの思いで発言してるのが一つあって，そのときに検察官が間髪入れずにぱっと言ったのが，口調が厳しかったんです。「えっ，言ったら駄目だったの」みたいな印象を受けました。次はどう言おうかと一生懸命，こちらは素人で頑張ってる言おうとしているのを，もう少し柔らかく聞いてもらえればよかったのと思いました。

(司会) 少し質問が事実誤認していたり，間違った方向の質問をしていたときがありましたかね。

(2番) たぶん，そんな気持ちで裁判員の方は全然言ってなくて，ふっと言った質問なんですけど，それに対して検察官がぱっと言われたのが，今だから言えるんですけど，後で控え室に戻ったときに，他の裁判員の方と「ちょっとびっくりしたね」みたいな話になりました。やっとの思いで質問したのに，みたいな雰囲気でした。質問したのは私ではなかったのですが，私も同じ気持ちでした。検察官も一生懸命お仕事されている気持ちはすごくよく分かるんですけど，私たち裁判員が素人だということをもう少し意識していただければと感じました。検察官は，普段から法廷にいらっしゃるから，そこまで気持ちが及ばなかったのかもしれないのですが，少し不安に感じた出来事でした。

(司会) 裁判員さんが勇気を振り絞って法廷で質問していただいているというのよく分かります。裁判員さんが誤解された質問をされた可能性もあるので，それを正されるつもりだったと思うんですけどね。

(2番) たぶん，その裁判員の方はそういうつもりでおっしゃったんじゃないと思う

んです。自分の意思と少し合わなかったとは思いますが。

(司会) 法曹三者も気は遣っているのですが、やっぱり職務熱心のあまりそういう御指摘もあろうかと思えます。

(2番) それは重々分かっています。

(司会) 尋問で人数も多いし、事案も込み入ってきているので、よく分からないということはなかったですか。

(2番) 証言される方も初めての場ですから、前後して言葉がうまく伝わらないこともあるので、私たちと同じ立場というか、素人なので、ああいうことを言いたかったんですねっていうことは分かりました。さっき1番さんがおっしゃったように、専門の方の話が分かりづらい面もありましたけど、全体的にはそんなにありませんでした。言葉を丁寧に分かるように説明してくださいました。

(司会) 1番さんは、特に証人尋問、被告人質問を集中して聞かれている感じだったと思いますが、尋問自体の内容が興味深い話、関心を持って聞けたということでしょうか。

(1番) 被害者の身内の方の感情が出るときがやっぱり心が苦しいです。被告人のお母さんなんかでも、私が思う反応とは違う反応をされていたんですけど、そういう生の感情を出されると非常に心にぐっとくるものがあるって、そういった面では眠くなるとか聞き逃すとかそういったことはなかったですね。

(司会) 感情にこたえるというのは、被害者関係のことですか。

(1番) それもありますが、割と言葉を強くして、被告人に少し大きい声で話したりとか、そう言わざるを得ない状況なんだろうなと思ったりしました。私としては、びっくりしました。

(裁判官) それは、被害者の息子さんの尋問でしょうか。

(1番) はい。

(司会) 審理の最後の段階で、証拠調べの結果を踏まえて、検察官や弁護人がそれぞれ意見を述べます。検察官が論告求刑とあって、有罪であるという事実の主張

をされて、量刑はこうですという意見を述べ、弁護人は争っている事件であれば無罪であるという主張をし、自白事件であれば量刑はこうですと述べる手続があるんですが、これについて1番さんから、分かりにくかった点というのはありませんでしたか。

(1番) 特にそれはありませんでした。流れはすごく分かりやすかったと思います。

(司会) 検察官も弁護人もいずれもということですか。

(1番) はい、問題ないです。

(司会) そのとき提出された、論告メモとか、弁論要旨メモとかの内容や様式についてはいかがですか。

(1番) ここはよく分からないとか、もう少しよく聞きたいというところは特にありませんでした。

(司会) 2番さん、3番さんが参加された事件はいかがですか。最後の検察官の論告求刑と弁護人の弁論について、時間的にも論告が25分、弁論が30分、実際もう少し時間がかかっていると思いますけれど、検察官、弁護人が最後にしたプレゼンテーションはどうでしたか。

(2番、3番) すみません、あまり覚えていません。

(司会) 半年以上経っていますからね。論告、弁論とも時間をかけてそれぞれ力が入っていたようにも思われるのですが、いかがでしたか。

(3番) 弁護人の言われたことは、だいたい検察官から押されているような感じを受けました。

(司会) 検察官のメモはA3で1枚半ですが、分量的にはどうでしたか。情報がたくさんありすぎて分かりづらいと感じたりしませんでしたか。

(3番) 時間を区切って、犯人の行動を詳しく書いてありますから、それほど分かりづらくはありませんでした。

(司会) 情報が多すぎるという感じはなかったということでしょうか。なお、弁護人が作成したメモはA3で1枚くらいですが、それについてはどうですか。

(3番) 個人的には、検察官の主張との対比ではあまり感心できませんでした。

(2番) 布団の火の元の場所の細かい位置とか、我々素人から見ると、そこが争点になっているのかと、少し驚くこともありました。

(3番) 個人的な意見ですが、何か本筋から外れているような弁論の内容のようにも思えました。

(司会) 放火事件の弁護人の弁護方針で何か感じられたことはありましたか。聞いていて筋がずれているとか、最後の弁論要旨を御覧になって、検察官と主張が噛み合っていないとか、何か感じられた点はありませんか。

(2番) 細かな内容はともかく、弁論メモはちゃんとまとまっていると思いました。

(検察官) 先ほど、裁判員の方の御質問に対して、検察官がかなり厳しい口調で指摘をしたというお話がありました。私どもも法廷での振る舞いには気を付けなければいけないと常々思っているのですが、検察官は、公益の代表者としておかしいことがあれば追及することが役目ですので、おかしいのではないかと感じると口調が強くなる傾向はあると思います。ただ、それを仕方ないと考えてはいませんので、物を言うときは、一呼吸置いたり、冷静に見た上で話すようにするなど、伺ったお話を頭に置いて、今後やっていきたいと思っています。

皆さんにお聞きしますが、尋問時間が長くなると、尋問の内容に付いていくのが難しいこともあるので、一つの工夫として1枚の紙に尋問事項の大見出しを記載したメモを渡すという方法もあるのですが、そういったものがあつた方がいいのでしょうか、なくても大丈夫なのでしょう。

(2番) あつた方が分かりやすくいいと思います。ただ、細かすぎるとしんどいです。私の担当した裁判のときは、メモ欄が少し狭かったかなと思います。

(3番) もう少し空欄を大きくしてもらつた方がいいと私も思います。

(1番) 私は与えられた資料だけで、別に不自由はなかったです。細かくするとややこしくなるので、説明資料はシンプルな方がいいと思います。

(弁護士) 先ほど、弁護人の主張、立証が本筋からずれている点があるというお話が

ありましたが、それは弁護人が掲げた争点からずれた主張や立証をしているのか、それとも話が横道にそれていっているからずれたような印象を受けるのかどちらでしょうか。

(3番) 後者ですね。

(2番) 私も後者です。

【評議について】

(司会) 評議の進め方で気になった点などはありましたか。

(1番) 良い悪いは別として、休憩が多いなという印象です。それをありがたいと思う方もたくさんいらっしゃると思いますが、私としては、もう少し詰めてやってもよかったと思います。評議で頭が疲れたということもなかったです。

(2番) 休憩時間は適度でしたし、気になった点は特にはないです。

(3番) 私もないですね。休憩時間に他の裁判員の方といろいろなことを話しました。

(司会) 2番さん、3番さんは期間が長いこともあって、打ち解けて職務に従事されたみたいですね。1番さんは、職務はやりやすかったですか。

(1番) はい。私の担当した裁判では、女性の裁判員の方が圧倒的に多くて、誰かがリーダーシップをとったわけではないですが、みんながまとまらないといけなさと考えていたようで、最初は緊張もあって意見が出ませんでした。そのうち自主的にみんなが意見を言うようになりまして、軋轢もなく、上手に運んだかなと思います。

(司会) 評議の場で、御自身の意見は言えましたか。言い足りないことはありませんでしたか。

(1番) 自分では言えたと思っています。他の裁判員の方も遠慮されている方はいなかったもので、たぶん言えていたと思います。

(2番) 評議の場では、自分の意見をちゃんと話せたと思います。裁判官から指名されることなく、皆さんが自主的に話していましたし、雰囲気は良かったです。

女性の裁判員の方々とは今でも連絡を取り合っていますし、会って話すこともあります。

(3番) 男性の裁判員4人と話しましたが、再度裁判員をやりたいと言っておられた方が結構いました。通知を受けたなら必ず出ると。

(司会) よい経験をしたとおっしゃられる方が結構いらしたということですか。

(3番) そうですね。私の周囲でも裁判員候補者通知を受け取られた方が3人ほどいらっしゃいました。裁判員として出てみたいという方が多く、評判は良かったと思います。中には、自分は素人で法律は何も知らないから怖くて出られないという方もみえましたが、私からは、人生経験として一度出た方がいいよ、とお勧めしています。

【その他】

(司会) 今回裁判員裁判に参加されて、皆さんは様々な御経験をされたと思うのですが、通知が来る前と、実際に参加した後での感じ方に変化はありましたか。

(3番) 裁判員候補者通知が来たときは、やはりもの凄く不安でした。私は法律を何も知らないのに、果たして務めることができるのだろうかと思いました。

(司会) どういうところに不安をお感じになりましたか。

(3番) 法律の知識がないというところです。裁判員裁判について新聞報道などでは見かけることはありますが、一般の方はそこまで関心がないと思います。

(司会) 裁判員となってどのようなことをするのが分からないということでしょうか。

(3番) そうですね。裁判員裁判がどういったものであるのかという情報が伝わっていないと思います。家族や職場でも全然知らないといった状況です。私は、実際に参加した後は、不安が取り除かれましたので、周囲にも一度経験してみた方がよいよと伝えていきます。

(司会) 例えば、仕事に穴をあけられないからといったことではなく、裁判員としてやるのが分からない、責任が重い仕事をするようになる、全く見知らぬ

人と評議をすることになるといった不安が大きいのでしょうか。

(3番) そうですね。それと仕事は会社ごとに違いはあると思います。

(2番) 裁判員候補者通知が来たときは、裁判員制度があったんだと思ったのが率直なところですよ。参加した後は、今このタイミングで、私自身学ぶべきことがあったのかな、裁判官や裁判員の方々との出会いを通じて勉強になったなと感じました。仮に、今後裁判員に選任されることがあったとしたら参加してもよいと思いますが、裁判員は、たくさんの人に経験して欲しいという思いもあります。周囲の人には、裁判員は良い経験になるので、もし選任される機会があったら受けてもよいと思うと伝えていきます。

(1番) 裁判員候補者通知が来る以前は、無関心でしたので、通知が来てびっくりしました。遺体の写真などを見る可能性があることに不安はありましたが、実際に裁判員に選任された後は、必要な経験なのかなと頭を切り替えることができました。ただ、裁判員候補者通知が来た段階では、証拠写真などを見なければならぬということに抵抗を感じる方は少なくないと思います。

(司会) 通知が来る以前に、裁判員裁判についてどの程度の情報や知識をお持ちでしたでしょうか。

(1番) どこまでするのは分かりませんでしたし、判断を下すのは裁判官であって、裁判員は裁判に同席し、資料に目を通して経験を活かした意見を述べるだけだと思っていましたから、裁判員として評決の場面で1人1票を持っていることに驚きました。

(司会) 仮に、再度裁判員として参加する機会があれば参加してもよいとお考えでしょうか。

(1番) 参加します。たった4日間でしたが、裁判後の被告人の人生が気になるなど色々と考えさせられましたので、大事な経験だったと思います。

(司会) 皆さんのお話によると、実際に裁判員を経験されるまでに、裁判員がどのようなことをするのかといった点について事前情報が少なかったということ

なのですが、今後、多くの方に裁判員裁判に参加してもらうために、裁判所や検察庁、弁護士会がどのようなことに気を付けていったらよいとお考えでしょうか。

(1番) 選任後にパンフレットなどを配布されましたが、一読はしたものの、そこまで詳しくは読み込めませんでした。通知が来て初めて裁判員の職務について調べてみようという気になったので、あのようなパンフレットの内容を広く国民に周知していく機会があれば良いと感じました。

(2番) 配布されたDVDを私は見ましたが、裁判員の方のなかには見ていないという方もいらっしゃったので、見ない方が多いのであれば、製作費もかかると思いますし、存在することに意味があるのか疑問に感じました。

(3番) パンフレットなどを配布されたのですが、守秘義務の点が気になりました。資料などに守秘義務について記載がありますが、どこまでの範囲が守秘義務の対象となるのか知識がなかったので、周囲の人も含めて気になっている人は多かったように思います。

(2番) 選任手続期日のお知らせに、期日に出頭しない場合は過料に処せられることがあるといった趣旨の文言が記載されていることにも驚きました。

(司会) 最後に御感想などがあれば、お願いします。

(検察官) 今回、裁判員経験者との意見交換会に初めて参加させていただきましたが、多岐にわたって、裁判員として従事したことのある方にしか分からない御意見を教えていただいたので、これからの仕事にも刺激となりました。今日お聞きしただけでも今から活用できることというのがたくさんありましたので、必ず他の同僚などにも伝えて、より良い裁判としていけるようにしたいと思います。ありがとうございました。

(弁護士) 今日は貴重な御意見ありがとうございました。今日頂いた御意見は早速参考にさせていただきたいと思います。弁護人の方でも裁判員裁判について議論させていただいているところではありますが、やはりまだまだ足りない

部分があるのかなと実感しましたので、今後の弁護の参考にさせていただきたいと思います。

(裁判官) アンケート結果や本日のお話の中でも、個別の事件の審理については分かりやすいという御意見を頂いておりますが、制度全体の周知ということであれば、なかなか難しい課題だなという印象を受けました。

以 上